

平成24年第2回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成24年6月12日 午前10:02

○散 会 午後 1:56

○出席議員（20名）

1番 中川光博	2番 大谷貞廣	3番 児玉春雄
4番 藤原幸作	5番 菅原理恵子	6番 澤井昭二郎
7番 菅原久和	8番 伊藤栄悦	9番 戸田俊樹
10番 佐藤義久	11番 小林悟	12番 岡田曙
13番 佐藤昇	14番 藤原典男	15番 西村武
16番 鈴木斌次郎	17番 堀井克見	18番 藤原幸雄
19番 佐々木嘉一	20番 千田正英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石川光男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥田野耕二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴木 司
産業建設部長 児玉俊幸	水道局長 菅原龍太郎
教 育 部 長 鎌田雅樹	会計管理者 川上 護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸村公明	総 務 課 長 藤原貞雄
財 政 課 長 鈴木利美	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正	議会事務局次長 畠山靖男
-------------	--------------



平成24年第2回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成24年6月12日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議運委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針）
- 日程第 5 報告第 2号 平成23年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書  
について
- 日程第 6 報告第 3号 平成23年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費  
繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 4号 平成23年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書につい  
て
- 日程第 8 報告第 5号 平成23年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書  
について
- 日程第 9 報告第 6号 専決処分の報告について（潟上市立保育所を埼玉県所沢市  
が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）
- 日程第10 議案第40号 潟上市自治基本条例（案）について
- 日程第11 議案第41号 潟上市農業集落排水事業における八郎湖の指定湖沼に伴う  
水質保全基金条例（案）について
- 日程第12 議案第42号 潟上市印鑑条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第43号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）に  
ついて
- 日程第14 議案第44号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第15 議案第45号 工事請負契約の締結について（潟上市クリーンセンター基  
幹改良整備工事）
- 日程第16 議案第46号 工事請負契約の締結について（東湖小学校耐震補強・大規  
模改造工事）

- 日程第 1 7 議案第 4 7 号 備品購入契約の締結について（教育用コンピュータ等購入）
- 日程第 1 8 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度潟上市一般会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 5 0 号 平成 2 4 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 5 1 号 平成 2 4 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 5 2 号 平成 2 4 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 5 3 号 平成 2 4 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 4 同意第 1 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 5 同意第 2 号 潟上市人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 6 同意第 3 号 潟上市人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時02分 開会

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、4番藤原幸作議員及び5番菅原理恵子議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月22日までの11日間に決定しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（千田正英） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであります。朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。15番西村議会運営委員長。

**【議会運営委員会の報告】**

○議会運営委員長（西村 武） おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、6月4日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとで開催されております。6月8日にも一般質問の取り扱い等について、委員、正副議長の出席のもとで開催をしております。

本定例会の運営についてご報告を致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告2号から第5号の繰越計算書、報告第6号の専決処分の報告は本会議で行います。議案第40号の条例（案）は本会議、議案第41号の条例（案）は産業建設常任委員会付託、議案第42号、43号の条例改正（案）は社会厚生常任委員会への付託、議案第44号の規約の一部変更は本会議、議案第45号から47号の契約の締結案件は本会議で行います。議案第48号から議案第53号までの各会計への補正予算（案）は所管の委員会へ付託となっております。同意1号から同意3号は本会議で行うことと致しております。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

次に、陳情・請願についての新規の受付はございませんが、継続となっております陳情を一覧表としておりますので、ご確認ください。

議案質疑について申し上げます。

これまで提出議案について質疑は、休日をはさみ、通告制より総括質疑として実施しておりました。このたびの6月定例会より、提出議案の提出理由の説明後に通告制をとらず直ちに議案質疑として審議を行う予定でございます。

議案質疑の定義について全員協議会で説明しておりますが、施策等に対する考え方を総括、大綱的に質問するものであります。委員会審査の範疇まで踏み込まないものでありますことを今一度ご確認くださいながら、議員各位には対応いただきますようお願いを申し上げます。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問は9名の通告者がありました。

抽選の結果、6月14日木曜日の1番目に12番岡田 曙議員、2番目に5番菅原理恵子議員、3番目に10番佐藤義久議員、4番目に14番藤原典男議員、5番目に4番藤原幸作議員、6月15日金曜日の1番目に15番西村 武議員、2番目に3番児玉春雄議員、3番目に19番佐々木嘉一議員、4番目に2番大谷貞廣議員というようになっておりますので宜しくお願い致します。

また、全員協議会でお知らせし確認されておりますが、今定例会より一般質問は、最初は一括質問・一括答弁で行い、再質問から一問一答により行います。一問一答導入の趣旨は、質疑がかみ合い、内容を充実させるためでありますことを十分に念頭に置き、

各議員、市当局におかれましては対応いただきますようお願い致します。あわせて、市長、教育長には反問権を行使できるようになっております。各議員において、これまで以上に責任のある発言が求められておりますので、ご留意いただきますようお願い致します。

次に、常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会とも6月18日月曜日の午前10時から開会と致します。

次に、発議について申し上げます。

3月定例会における議会改革特別委員会の報告を受け、議会基本条例策定特別委員会設置に関する決議を議長より発議することとなっております。最終日の日程として取り扱いを致しております。

議員派遣の件について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修については、視察先、研修内容などの調整が整いましたので、議員派遣の手続きをするものであります。議決事項でありますので最終日の日程として取り扱いを致します。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 議会運営委員会からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4、行政報告】

○議長（千田正英） 日程第4、市長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さんおはようございます。傍聴の皆さんも大変御苦労さまでした。

本日ここに、平成24年第2回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第1回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに新庁舎建設について申し上げます。

5月21日の臨時会において可決いただきました新庁舎建設用地の取得については、「医療法人正和会」及び「有限会社サルース」と5月22日に本契約を締結し、5月29日に潟上市への所有権移転登記を完了しております。なお、国有地については現在、売払

申請中であります。

また、基本設計の業者選定のための「新庁舎設計業務プロポーザル審査委員会」は、委員に学識経験者として秋田県立大学と秋田大学から3人、県職員1人に依頼し、市職員を加えた6人で立ち上げ、第1回審査委員会を6月7日に開催しております。今後、7月末までに設計者を選定するよう進めてまいります。

次に、現庁舎等利活用検討委員会からの報告書について申し上げます。

これにつきましては、本日、皆様のお手元に配付しております。

現庁舎等利活用検討委員会は、昨年8月10日の全体会に始まり、各地区部会及び連絡調整会議など延べ19回にわたり開催されております。

今年2月には、中間報告書についてパブリックコメントを実施し、その後、全体会で最終報告書を取りまとめ、5月29日に「潟上市現庁舎等利活用に関する報告書」を提出していただきました。

市では、新庁舎建設後の現庁舎等の利活用について総合的に判断するための貴重な提案として活用してまいります。

行政報告には記載ありませんが、新庁舎の基本設計がまとまり次第、議会全員協議会において皆様と協議の上、現庁舎等の利活用について検討してまいります。

次に、潟上市自治基本条例（案）について申し上げます。

本条例の内容につきましては、逐条解説の案を作成し、議会全員協議会でご説明したとおりであります。その後、議会から提出されました修正案に沿った内容を含め、本定例会に議案を提出しております。

私は「市民の市民による市民のための政治」を常に心がけてまいりました。また、市民自らがこの潟上市をつくっていかうという機運醸成がなければ、住みやすいまちにはならないとも考えております。

本条例の根幹であります「市民参画」と「協働」のまちづくりをより一層推進し、「潟上市民であることを誇れるまちづくり」へとつながるよう努めてまいります。

これまで「策定委員会」や「100人委員会」委員の多くの市民の皆さん、並びに専門的立場からご指導、ご助言いただいた秋田大学副学長の池村好道教授には、長期間にわたり策定に携わっていただきました。改めて深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

次に、潟上市環境基本計画の策定について申し上げます。

昨年度から計画策定に取り組んでおり、5月31日には環境基本条例に基づく諮問機関



として、学識経験者・専門家、市内各団体や事業者など合計14人からなる「潟上市環境審議会」を設置し、同日に第1回会議を開催しております。

今後も市民会議の開催やパブリックコメントの実施などを通じて市民の皆さんからご意見をいただき、潟上市の豊かな未来づくりを環境面から実現するための計画づくりを目指してまいります。

次に、クリーンセンター基幹改良整備事業について申し上げます。

本事業は、循環型社会形成推進交付金を活用して、24年度からの2カ年継続事業として基幹改良整備工事を実施するものであり、この整備によって15年程度の延命化を図り、ごみの適正処理を推進するものであります。

本定例会には工事請負契約締結案を提出しておりますが、本市では初めての「事後審査型条件付き一般競争入札」で実施しております。この入札方法は、入札公告により、入札参加希望者が「入札参加申請書」を提出し、入札執行後、予定価格の範囲内で最低価格で入札した者を落札候補者とし、CO<sub>2</sub>削減率と焼却能力改善率の提案をさらに評価し、入札参加資格要件を満たすかどうかの審査を行い、落札者に決定する方式であります。入札の執行にあたっては3社より入札参加申請書が提出されましたが、その後、1社より辞退届が提出され、2社による入札となりました。なお、契約者は宮城県仙台市の日立造船株式会社東北支社で、契約金額は10億1,430万円、落札比率は68.06%となっております。

次に、秋田大学連携協定締結にかかわる調査・研究委託事業について申し上げます。

今年2月に締結した秋田大学との連携協力協定には、「本市の特性に応じた防災・減災対策に関する事項」がうたわれております。昨年3月の大震災を受けて、地域特性に応じたきめ細かな防災・減災対策と、地域防災計画の見直し作業に必要とされる過去の津波被害の痕跡や、地震発生時に強い揺れが予想される市内住宅地の地盤特性に関する調査などとあわせ、市民の防災意識の高揚と防災教育のあり方等についての調査・研究事業の予算を本定例会に計上しております。

次に、再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金事業について申し上げます。

本事業は、昨年の大震災を受けた国のエネルギー施策の一環として、環境省の補助金を原資に県が基金を造成し、災害時に市民生活に不可欠となる地域の防災拠点施設などへ、太陽光・風力発電等の再生可能エネルギーを導入する補助事業で、本市では拠点避難施設となっている天王コミュニティ防災センターや市内各小中学校の敷地内、及び津

波避難場所として指定しております元木山公園内に太陽光発電によるLED照明灯を合計52基設置する計画であります。また、固定式の大型自家発電装置が設置されていない羽城中学校、大豊小学校、飯田川小学校には、停電災害発生時に対応するための太陽光発電システムを設置し、児童生徒の安全確認や情報伝達時に最小限必要となる電力を確保することとしており、本定例会に係る予算を計上しております。

次に、市総合防災訓練について申し上げます。

県民防災の日に合わせて実施しております防災訓練については、今年度は東日本大震災を踏まえた津波避難訓練として、全市民を対象に実施致しました。

訓練は、秋田県沖を震源とするマグニチュード8.7の地震が発生し、潟上市では震度6弱を記録、地震発生後に大津波警報が発表されたとの想定で行いました。午前8時30分の防災行政無線による大津波警報の発令と、市民に避難を呼びかける放送により、全戸配布した津波ハザードマップに記載された市内10カ所の津波避難場所や高台に避難する訓練のほか、消防署、消防団では火災や堤防決壊などを想定した消火訓練や水防訓練を実施し、総勢2,670人の市民の皆さんからご参加をいただきました。

今後も各種訓練の実施により、災害発生時に迅速かつ円滑な避難及び緊急活動が実施できるよう、防災関係機関の相互協力体制の確立と、自主防災組織の育成により、市民の防災意識の高揚を図ってまいります。訓練に参加、ご協力いただいた市民の方々のほか、関係各位に心から感謝申し上げます。

次に、クリーンアップ活動について申し上げます。

あきたビューティフルサンデーに合わせて例年実施している「全市クリーンアップ」を4月8日に、また6月3日には「八郎湖クリーンアップ」として八郎湖湖岸の清掃活動を実施し、いずれも早朝から多くの市民・団体・企業のご参加、ご協力をいただきました。

特に「全市クリーンアップ」におきましては、4月上旬の記録的な強風の影響もあり、クリーンセンターに搬入されたごみの量は昨年の2.3倍の約19トンとなっております。参加されました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

次に、空き家対策について申し上げます。

4月上旬の記録的な強風では、建築後、年数の経った空き家から屋根や壁材が飛散するなどの被害が発生し、連絡のつかない空き家について多くの相談が寄せられております。

現在、緊急性の高いものについては、自治会等と協力し、飛散防止ネットで覆うなどの対策をとっておりますが、空き家については防災・衛生・防犯の観点からも問題となり得ることから、現況を把握するため、5月24日開催の自治会長会議において状況調査のご協力をお願いしたところであります。市では、今回の調査結果を踏まえ、空き家対策について十分検討してまいりたいと考えております。

次に、平成24年度国民健康保険税の税率改正について申し上げます。

国民健康保険税の税率は、医療費の動向や課税所得の増減など国保会計の収支状況をもとに定めており、社会的要因や経済状況なども考慮しております。平成23年度からの繰越金等を含め、今年度の国民健康保険事業費に関して試算した結果、医療分世帯別平等割額を現行の3万円から6,000円減額し2万4,000円とすることで、国民健康保険加入者の負担軽減が図られることなどから条例の改正案を本定例会に提出しております。

次に、健康かたがみ21計画の策定について申し上げます。

市の健康づくり計画である「健康かたがみ21」は、24年度が計画期間の最終年度となることから、現在、幼児期から成人層、約3,000人を対象に「健康と食生活に関するアンケート調査」を実施しております。このアンケート結果をもとに、食事、生活習慣病予防、運動、心の健康等、8つの分野ごとに最終評価を行い、25年度を初年度とする次期健康づくり計画を策定してまいります。

次に、住民検診について申し上げます。

集団早朝検診は5月14日から始まっておりますが、検診受診率の低迷が課題であることから、今年度は検診の手引書をより見やすく工夫するとともに、健康づくり対策の中核を成す「市健康生活推進協議会」の協力をいただきながら、検診受診率の向上に努めているところであります。

特に、がん検診については、県政の主要課題として、全県市町村長などで構成する「秋田県がん検診推進協議会」を中心に県全体でがん検診率向上に向け取り組んでおり、本市と致しましても、乳がん、子宮がん、胃がん、大腸がん検診無料クーポン券事業に加え、今年度から新たにコールリコール事業を導入し、強力にがん検診を推進しております。また、精密検査の費用助成事業につきましては、胃がん、大腸がん新たに前立腺がんを加え、がんの早期発見・早期治療に結びつくよう努めております。

次に、予防接種事業について申し上げます。

今年9月から、ポリオ予防接種が予防接種法の改正により、生ワクチンから不活化ワ

クチンに切り替わります。移行期にかかるお子さんを持つ保護者に対しては、予防接種会場や乳幼児健診の場など、あらゆる機会を捉えお知らせをしておりますが、今後は市広報やホームページを通じてさらなる周知を図ってまいります。

次に、児童手当について申し上げます。

改正児童手当法の成立に伴い、今年4月から「子ども手当」が「児童手当」に変更となりました。6月分からは新たに所得制限が設けられ、児童の父母等の所得制限限度額以上の方については、児童1人当たり一律5,000円の支給へ変更となります。

市全体の支給対象児童は約3,700人を見込んでおりますが、手当受給者については今月中に「現況届」を提出することとなっており、今後も広報やホームページなどの周知により、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに稲作の状況について申し上げます。

今年は4月上旬の記録的な強風により、育苗ハウスの甚大な被害や復旧作業等により、播種作業は4月第2週から第3週に多く行われております。

田植えは5月15日前後に盛期を迎えており、今後は初期の生育を確保する上で適正な水管理の実施のほか、いもち病等の発生を防ぐため、余り苗の早期処理や適期防除を呼びかけ、良質米の安定生産の基礎となる肥培管理を関係機関と連携し指導してまいります。

転作については、「大豆」を重点作物と位置づけ、新規需要米や加工用米への誘導を図りながら、3年に1回の適正なローテーションができるよう指導してまいります。今年5月末時点の転作計画では、大豆が458ヘクタールで転作全体の約37%を占めております。次いで加工用米・新規需要米が344ヘクタールで約28%、そのほか枝豆、野菜、自己保全水田等となっております。また、昨年度から生産調整の新たな取り組みとして備蓄米による転作を図っているところではありますが、今年度も引き続き活用する予定で、現在、JA・集荷業者で調整を図っております。

果樹については、春先の低温続きで生育が1週間ほど遅れましたが、4月下旬の好天で若干持ち直したものの、5月上旬の降雨続きで受粉作業ができない状況となりました。和梨の主力品種「幸水」の開花盛期は5月7日頃で、生育の遅れから小玉傾向、受粉不良が懸念されております。今後の摘果作業等を適期に実施するよう指導に努めるとともに、病虫害防除の徹底を呼びかけてまいります。

花きの輪菊は、4月上旬の強風による施設の倒壊から、施設の復旧、定植苗の確保に努めてまいりましたが、その影響は親株にも及んだことから、出荷体系の変更を余儀なくされております。

一方、被害のなかった施設では、お盆向けの輪菊の定植が4月中旬に終了しており、順調に推移しております。今年の出荷の始まりは7月初旬頃で、市場の要望に応じた適期・適量出荷に努めるとともに、現在、8月から10月出荷を目指し作業が進められております。これまで目立った病虫害被害はありませんが、今後とも徹底した予防を実施するよう指導してまいります。

次に、農業生産基盤整備事業について申し上げます。

平成22年度から準備を進めておりました県営事業「昭和豊川地区農地集積加速化基盤整備事業」につきましては、今年4月26日付で国からの採択通知を県経由で受けております。

受益面積は104.6ヘクタールで、地域条件に応じた区画、用排水路、暗渠排水等を整備し水田の汎用化を図るもので、生産コスト削減や作業効率の増大につながる事業として推進を図ってまいります。

今年度の事業内容は、従前図調整や換地設計基準確定などの換地費のほか、全体基本設計や圃場及び農道橋実施設計、ボーリング試験等を予定しております。また、昭和沖谷地地区においては、県の「戦略作物生産拡大関連緊急基盤整備事業」が採択となり、今年秋に本暗渠、もみがら補助暗渠整備4.7ヘクタールが施行される見通しとなっております。

次に、「食菜館くらら」について申し上げます。

昨年オープン致しました「食菜館くらら」は、4月30日に1周年を迎え、4月29日・30日の両日、周年祭が開催されました。当日は、大型連休中の好天のもと様々なイベントが行われ、大勢の来場者でにぎわっております。

初年度の売上額につきましては、関係各位のご支援のもと、当初の目標であった1億8,000万円を大きく上回り、約1億9,800万円と2億円に迫る売上額との報告を受けております。

一方、オープン初年度という状況下で運営面や出荷体制面での課題も散見されるなど、より一層の改善が望まれます。今後とも利用者の声を真摯に受け止めながら、関係者一同、更なる発展を目指してまいります。

次に、「海フェスタ」の開催決定について申し上げます。

このたび、国土交通省では「海の日」に合わせた大規模イベント「海フェスタ」の平成25年開催地に、本市を含む周辺5市町村を正式決定致しました。

海フェスタは、全国の主要港湾都市を会場に「海の恩恵に感謝し、海洋国日本の繁栄を願う日」という「海の日」本来の意義を再確認し、海に親しむ環境づくりを進め、広く国民の海に対する関心を喚起することを目的に、毎年夏に開催されております。

開催にあたっては、男鹿市が中心となり、本市をはじめ秋田市、三種町、大潟村が連携し、秋田県の協力をいただきながら、海の総合展、船舶の体験乗船や各種講習会などを行う予定で、8月に実行委員会を組織し、具体的な事業計画を策定していくこととなります。

次に、潟上市共通商品券事業について申し上げます。

市商工会では、地元購買力の拡大と地域経済の活性化を目的に、プレミアム付き商品券を今年も発行致します。1セット11枚入り（1万1,000円分）を1万円で販売するもので、1人5セットまで購入できます。

発売及び使用期間は7月2日から12月31日までの6カ月間で、御中元や御歳暮にご利用いただけるよう配慮しております。実施にあたっては、店舗に「潟上市共通商品券取扱加盟店」のステッカーを掲示し、市民に周知することとしております。

次に、昭和工業団地の工場増設について申し上げます。

平成17年に昭和工業団地に立地した医療機器製造を主力とする「フカイ工業株式会社」が、自社工場の隣接地に4月から第4工場を建設しております。

増設面積は1,480㎡で、人工腎臓（ダイアライザー）用部品の生産拡大を図るとともに医療用プラスチック部品の増産体制の確立を目指すもので、8月の竣工予定となっております。これにより、同社では平成25年度の生産額を22年度より11%増の33億円と見込んでおり、従業員についても、現在の116人に加え、新たに10人を雇用する計画となっております。

また、惣菜や弁当を製造し、コンビニへ提供している「フレッシュダイナー株式会社」では、冷凍製品の多品目生産へ向けて、既存敷地内に冷凍室やパン製品の仕分け室など367㎡を増設中で、8月中旬に完成する予定であります。

次に、飯塚地区の大規模開発の状況について申し上げます。

飯塚地区のショッピングモールについては、「ヤマダ電機」が昨年9月末に営業を開

始し、現在「秋田トヨタ自動車」が今年9月のオープンを目指し、建設を進めております。

5月10日には、飯田川都市開発（株）他2社の連名で「大規模小売店舗届出書」が本市に提出されております。店舗面積の合計は1万4,694㎡で、店舗の名称は、仮称であります。「アミューズスクエア メルシティ潟上」となっており、家具・インテリア用品を販売する「ニトリ」やホームセンター「ダイユーエイト」などの小売業者が出店する予定であります。なおまた、駐車場は1,175台、駐輪場は134台の収容台数となっております。来年1月の開業を目指しております。

市では、4カ月間の縦覧期間を経て大規模小売店舗立地法連絡会議を開催し、意見書を届出者に通知することとなります。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに大豊小学校について申し上げます。

大久保小学校と豊川小学校の2校が統合し、「大豊小学校」としての歴史がスタート致しました。豊川地区から通学する児童については、スクールバスを運行し、通学する児童の安全性・定時制を確保しております。また、5月19日には豊川地区の保護者をはじめ地域の大勢の方々が応援に駆けつけ、初の運動会が盛大に行われております。さらに「全日本学童野球秋田県大会地区予選」では新生「大豊ドラゴンナインズ」がすばらしいチームワークを発揮し、見事優勝を飾りました。レギュラー中、4人は豊川地区の子供であり、統合によってさらにチームがパワーアップしたものと大変心強く感じております。全県大会での活躍をご期待申し上げます。

今後も、心身ともにバランスのとれた学校生活を送ることができるよう、児童の生活状況の把握と、相談員やスクールカウンセラーを活用した相談体制を整備し、学校報等で周知することにより、相談しやすい環境づくりを進め、統合による児童・保護者の不安を解消することに努めてまいります。

次に、出戸こども園について申し上げます。

4月から、従来の幼稚園機能に保育園機能を加え、生後9週から就学前までの子供が入園できる施設として運営を開始しております。6月1日現在で、幼稚園児が82人、保育園児は37人入園しております。

現在、県の指導・審査を経ながら「幼保連携型こども園」として認定を受けるための準備を進めているところであり、今後も就学前の子供に対する教育・保育、保護者に対

する子育て支援のより一層の充実を図ってまいります。

次に、国民文化祭について申し上げます。

平成26年度に秋田県で開催される国民文化祭の事業のうち、分野別フェスティバルについては県内各市町村が取り組むことになっております。

県ではこの後、今月中に実行委員会を設立する予定であることから、本市においても事業内容、広報、受け入れ体制などを検討していくため、芸術文化・商工・観光など関係団体を含む官民一体となった「第29回国民文化祭潟上市実行委員会」を設立し、具体的な実施計画の検討を進めてまいります。

次に、長沼球場の改修について申し上げます。

長沼球場は昭和58年度に開設し、第2種公認施設として「全国高校野球選手権秋田大会」や「全日本学童軟式野球秋田県大会」、「全県おはよう野球大会」など、県軟式野球連盟及び潟上市共催による各種野球大会が開催されております。

特に、今回で32回目となる「全日本学童軟式野球秋田県大会」は第5回大会から毎年開催されており、学童野球・軟式野球のメッカとして知られております。しかし、建設後27年が経過し、施設の老朽化が著しく、利用団体からバックボードやスコアボード設備の改修や外野緩衝フェンスの設置要望が寄せられておりました。

5月2日開催の臨時議会でも報告致しましたが、今年度の「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の「スポーツ振興くじ（通称 t o t o）」の助成事業に申請したところ、地域スポーツ施設整備助成事業として事業採択され、助成金1億円の交付認定を受けたところであります。

事業内容は、バックボード一体式のスコアボードへの改築及びLEDフルカラー電光掲示板の設置、外野緩衝フェンスの設置など高機能化を進めるもので、改修後は機能が充実した公認施設となるため、全県規模の野球大会や他のスポーツイベントなどが誘致可能となるなど、野球愛好者はもとより、生涯スポーツがより推進される施設として、また、「全日本学童軟式野球秋田県大会」の継続開催による、全国を目指す学童に夢を与える学童野球の殿堂として、さらなる施設の利用促進につながるものと期待しております。

次に、平成23年度各会計の決算につきまして、現在、計数整理中ではありますが、その概要を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算見込額が約153億7,900万円、歳出決算見込額約



147億1,100万円、歳入歳出差引見込額約6億6,800万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源約6,300万円を差し引いた実質収支見込額は約6億500万円となっております。

主な特別会計の実質収支見込額は、国民健康保険事業特別会計で約3億1,600万円、介護保険事業特別会計で約5,100万円、下水道事業特別会計で約4,600万円となっており、その他の特別会計におきましても実質収支見込額は黒字となっております。企業会計であります水道事業会計は7,715万円の純利益となっております。

以上が平成23年度各会計の決算概要であります。

また、本定例会には、平成23年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書他3件の報告、潟上市立保育所を所沢市の児童に使用させることに関する協議についての専決処分の報告、議案として潟上市自治基本条例（案）について他4件の条例案、潟上市クリーンセンター基幹改良整備工事他1件の工事請負契約の締結、教育用コンピュータ等の備品購入契約の締結、平成24年度潟上市一般会計補正予算（案）他5件、人事案件として教育委員会委員1名の任命、人権擁護委員候補者2名の推薦についての案件を提出しております。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

追加報告を致します。

昭和地区、飯田川地区のし尿処理の要請に関するその後の状況についてであります。

男鹿地区衛生センターへのし尿搬入と処理については、平成20年8月25日開催の市議会全員協議会において男鹿地区衛生処理一部事務組合に処理依頼する旨を報告し、同年8月27日に依頼文書を提出、その後、男鹿市では依頼に基づいて衛生センター建設に関する同意と覚書を締結しています。旧船越漁協、現秋田県漁業協同組合船越地区運営委員会及び船越振興会と協議を進めてまいりました。結果、旧船越漁協とは漁業振興協力金として350万円を支払うことで、また、去る5月29日には船越振興会からも同意を得ることができましたことから、6月5日付で男鹿市から、男鹿地区衛生センターへのし尿処理についての文書が送致されました。内容は、男鹿市、旧船越漁協との協議に基づき、本市のし尿等を男鹿地区衛生センターに搬入し処理することへの同意と、搬入処理にあたって同センター建設時を参考に積算された漁業振興協力金350万円の負担を本市に求めるものであります。

これまでの協議にあたっては様々な紆余曲折を経てまいりましたが、旧船越漁協側が

男鹿地区衛生センター建設時の負担金2,350万円に沿ったニュアンスの負担としていた内容からすれば大幅な減額となったことで、本市としても平成25年4月1日の搬入開始に向けて早急に対応促進する好機と捉えてまいりたいと考えております。議会におかれましてもご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、同時に船越振興会より出されている船越地区周辺道路整備及び船越地区民俗文化財統人行事保存会で使用している旧法務局建物の補修及び敷地整備等については、男鹿市が負担を実施することを確認しております。

以上であります。

○議長（千田正英） これで行政報告を終わります。

【日程第5、報告第2号 平成23年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について から 日程第9、報告第6号 専決処分の報告について（潟上市立保育園を埼玉県所沢市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）】

○議長（千田正英） 日程第5、報告第2号、平成23年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてから日程第9、報告第6号、専決処分の報告について（潟上市立保育園を埼玉県所沢市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）までを一括議題とします。

報告第2号から報告第6号までについて当局より一括して提案理由の説明を求めます。  
山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、第2回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

はじめに報告案件でございます。

議案書の1ページをお願い致します。

報告第2号、平成23年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

平成23年度潟上市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

2ページをお願い致します。

平成23年度潟上市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容について申し上げます。

6款農林水産業費1項農業費の農業基盤整備事業4,480万円は、国の3次及び4次の補正予算によるものが主な内容でございます。内訳については3地区の農業基盤整備事

業分でございまして、天塩地区が3,800万円、野村地区が500万円、音羽地区が180万円  
でございます。いずれ県営事業負担金でございます。

次に、10款教育費2項小学校費、東湖小学校耐震補強及び大規模改修事業3億8,743  
万4,000円は、これも国の3次補正予算によるものでございます。

また、11款災害復旧費1項災害復旧費につきましては、昨年7月の豪雨災害復旧工事  
分として228万2,000円でございます。

以上、3事業で4億3,451万6,000円を平成24年度に繰り越しするものでございます。

財源につきましては、国・県支出金が9,282万円と地方債2億7,840万円、一般財源  
6,329万6,000円でございます。

次に、3ページをお願い致します。

報告第3号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書につ  
いて。

平成23年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰  
り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

4ページをお願い致します。

平成23年度潟上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容についてご説明申  
し上げます。

1款下水道費1項総務費の秋田湾雄物川流域下水道事業は、秋田県が実施している秋  
田湾雄物川流域下水道事業が平成23年度内に完了しなかったために、当事業に対する潟  
上市の負担金75万7,000円を繰り越しするものでございます。

2項事業費の特定環境保全公共下水道事業1億495万1,000円については、国の補正予  
算に伴うものでございまして、羽立地区及び湖岸地区の集落排水施設を廃止致しまして  
公共下水道に接続するものでございます。

これらの二つの事業合わせて1億570万8,000円を繰り越しするものでございます。

その主な財源は、国・県支出金が5,247万5,000円と下水道事業債が4,790万円でご  
ざいます。

5ページをお願い致します。

報告第4号、平成23年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第1項の規定による平成23年度潟上市水道事業会計予算の建設

改良費繰越額について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

6ページをお願い致します。

平成23年度潟上市水道事業会計予算繰越計算書は、委託料として新迫分浄水場管理道路用地測量業務委託料214万2,000円、補償費として同管理道路用地等補償費60万8,000円、それに用地買収費として同管理道路用地買収費283万7,000円の3件、558万7,000円でございます。

財源につきましては、当該損益勘定留保資金でございます。

急速ろ過施設の洗浄水を新城川に排水する管を埋設する道路の用地買収にあたりまして用地の決定が長引いたことによりまして繰り越したものでございます。

なお、これは新迫分浄水場管理道路の購入費分等にかかわるものでございます。

続きまして7ページをお願い致します。

報告第5号、平成23年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書について。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により平成23年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

8ページをお願い致します。

平成23年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書は、事業区分の新迫分浄水場等施設整備新築工事6,417万4,850円、新迫分排水設備新築工事5,529万1,000円、新迫分浄水場等施設整備排水設備工事関連業務465万1,500円の3件、1億2,411万7,350円でございます。

財源は、前年度損益勘定留保資金等でございます。

報告第2号から第5号までは以上でございます。

○議長（千田正英） 報告第6号について鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） それではご説明致します。

提出議案の9ページをお開きになってください。

報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

それでは10ページをお開きになってください。

#### 専決処分書

潟上市立保育所を埼玉県所沢市が保育を実施する児童に使用させるため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、潟上市と埼玉県所沢市との間において協議することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成24年5月24日 潟上市長 石川光男

このたびの広域入所の児童は、埼玉県所沢市に住民票を有する1歳児の児童で、母親が出産のために昭和地区の実家に里帰りしている期間中、昭和西保育園に入所するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（千田正英） これより報告第2号 平成23年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、報告第3号 平成23年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、報告第4号 平成23年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、報告第5号 平成23年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、報告第6号 専決処分の報告について（潟上市立保育所を埼玉県所沢市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

【日程第10、議案第40号 潟上市自治基本条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第10、議案第40号、潟上市自治基本条例（案）についてを議題とします。

議案第40号について当局より提案の理由の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 議案第40号、潟上市自治基本条例（案）について。

潟上市自治基本条例を次のように制定するものとする。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由であります。地方自治の本旨に基づき、潟上市の自治の基本原則を明らかにするとともに、市民・市議会・市の執行機関の役割等を定めることにより、市民主体のまちづくりの一層の推進を図るため、制定するものであります。

条文は12ページからなっておりますが、前文に始まり、9つの章、全30条の条文によって構成されております。

章ごとの概要であります。前文については、この条例の制定趣旨と基本的な考え方を述べている部分であります。

13ページでございますが、第1章は、条例の目的を明らかにすることによって市民主体のまちづくりの推進を図ることなどを明らかにしております。

第2章は、潟上市の自治の基本原則を掲げています。

第3章は、市民がまちづくりの担い手であるとの位置づけから、市民の権利や責務を規定しております。

第4章は、市民自治の基礎的な単位としてのコミュニティのあり方や市のかかわりについて明らかにしています。

第5章は、議会・議員の責務について明らかにしています。

第6章は、市長や他の執行機関等の責務を規定しています。

15ページであります。第7章は、市政運営の基本方針についてそれぞれ基本的な考え方を明らかにしています。

第8章は、住民投票であります。

17ページをご覧ください。

住民投票は、市政にかかわる重要事項について、かつ地方自治法に規定する条例が揃ったときに個別条例を定めて実施できることとしています。

第9章は、この条例を潟上市の自治における最高規範として位置づけています。また、社会経済情勢の変化に応じ、この条例を見直すことを明らかにしています。

本条例の詳細については、先にお配りした逐条解説案でご説明したとおりですが、第5章につきましては議会からの修正案を含めた形での修正し、条例案を提案しております。

この第5章ですが、素案作成時の市民が議会基本条例制定に寄せる期待、思いというのは極めて大きいものでありました。その議会基本条例のもと、市民に開かれ、わかりやすい議会運営を行うため、常に改革を行ってほしい、そういった思いを素案に組み込んだものでありました。しかし、議会基本条例制定の方向で動き出した今、その動きに市民の皆さんの期待、思いを託することが可能となったことが一つ、さらに議会基本条例が制定された場合には、議会改革を意識した内容も当然、議会基本条例の基本的内容、具体的内容として組み入れてもらえる、十分にくみとっていただけるとの判断したことから、議会修正案に沿った内容へと変更致しました。

今後、市民、市議会、市の執行機関がしっかりとスクラムを組み、さらなる市民の参画と協働を得ながら、潟上市の魅力が増大し、潟上市民であることを誇れるようなまちづくりへとつながるようにこの条例を守り育てていきたいと考えております。

以上で、潟上市自治基本条例（案）についての説明を終わります。

○議長（千田正英） これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。19番。

○19番（佐々木嘉一） 条例がいよいよ結実されるということについて大変歴史的な思いを感じております。その中で一つ質問、2点ばかりお願いします。

まず一つは、パブリックコメントということで、非常に短い期間であったけれどもパブリックコメントの提出を市民に、一般に求めておりましたけれども、そうした中で意見広告、いわゆるパブリックコメントは何件ぐらいあったのでしょうか。そして内容については、やはり素案に反映するものがなかったかどうか、それが1点であります。

それから、条例を見ますと施行日が25年1月1日ということで、この先、制定してから十分な市民説明会、あるいは条例施行のための準備等、予定していると思えますけれども、それらの内容について、この際ひとつご発表していただきたいと思えます。宜しくをお願いします。

○議長（千田正英） 幸村企画部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 19番佐々木議員にお答え致します。

一つ目のパブリックコメントのその意見がどれくらいあったかという案件についてですが、すいませんが、ちょっと案件について数字今拾っておりませんので、数字を後でお答えしたいと思います。

それで、その素案に反映された内容があったかという話ですけれども、具体的な内容については策定委員会の方で十分審査・審議致しました。その結果、反映される内容はなくて、素案のとおり原案ということで策定委員会の方で市長の方に報告されているものであります。

それから、二つ目の質問であります。今回、議会の方に議案を提案致しまして、施行日が来年の1月1日ということでご提案しておりますが、約半年間の期間がございます。この間でどういう内容の周知をされるのか、どういうことが考えられているのかということだと思いますので、その点についてお答え致します。

今回議決されますと施行までの約半年間で、逐条解説書、現在、逐条解説案なるものを作っておりますが、この逐条解説案の確定版を作成してまいります。提案してからもいろいろまた修正する箇所もあるかと思っておりますので、確定版を作成するに半年をかけて迎えたいと思っております。また、予算にもありますとおり、当初予算で議決いただきました予算でパンフレットを作成して全戸配布したいと考えております。これには一般向けのパンフレットと、あと、それとは別に若年層、子供を重視し、さらにわかりやすく解説した子供版のパンフレットも作成し、小中学校にも配布したいと考えております。また、広報やホームページの解説記載はもちろん行いますけれども、自治会長会議での説明や地域での集会で要請等があればそれにも応じ、出向いてご説明にまいりたいと考えております。

条例施行後には、文化祭とタイアップしてパネルディスカッションの機会を設け、協働参画を考える機会等を設けたいと考えております。

以上であります。

すいません。パブリックコメントの件数であります。ご報告致します。

意見提出件数としては33件、意見提出者数としては6人の方からいただいております。

以上であります。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 前に自治基本条例制定の折ですね、この最高法規性ということ掲



げておりました。現在もここに、自治基本条例は最高法規性を持っているんだと、こういうふうに述べられておりますが、この最高法規性というふうな場合は条例の上下関係みたいな関係が生まれるわけですが、この潟上市においては現存する条例との整合性をいつ頃どういうふうな形でこれをやるのかということがまず1点です。

それから、やはり他の自治体のところを拝見しますと、まずは自治の主体である職員ですね、職員にいかにかこれを周知徹底して実効の上がるような形にしていくかということが、まずは問われております。そのほかにいろいろな、施行までの間にやらなければいけないいろいろなことがあるかと思いますが、その点について今考えていることがありましたらお答えいただきたいと思えます。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 8番伊藤議員にお答え致します。

最高規範性、これについては前、2月から3月、議会全員協議会でもその最高規範性とはなるものかどうか、いろいろこうあったわけですがけれども、最高規範性については…ちょっとお待ちください…そもそも自治基本条例は、関連制度をつくる際の導くものとの位置づけであります。ですから、自治基本条例が制定されますと、市のほかの条例や計画等は原則として自治基本条例の規定に適合するように制定・策定または運用されることとなる方向で位置づけしております。自治基本条例は自治の基本原則を定めるものであることから、他の条例の計画等の指針となるべき位置づけを持つというものであります。

条例の上下関係いろいろあるかという質問が前にありました。そういうのはございません。みんな条例の位置づけは同じということで、前にもご説明しております。

それから、いつ頃、その関連条例を直すかというお話ですがけれども、それぞれ半年、期間、施行までありますので、その期間で見直しできるもの、新たに制定する要綱とか規則等があれば、それをまた見直すとかそういう期間を設けて半年間、その期間を設けるということもあります。ただ、すべてが半年間でできるというものでもないで、ほとんどのものをまず半年間で直せるものは直していく。方向づけですので、基本方向ということでお考え願いたいと思えます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 第2点目の職員についてお答え致します。

この条例の第6条、16条、職員の責務ということで3点うたわれておりますので、こ

れを徹底的に職員に示していきたいと考えております。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 策定委員会、100人委員会を経て、ようやく制定の運びになったことに対しまして敬意を表するわけでございます。

議会の方にも、議会の責務、議員の責務というふうな提示がございまして、議会の方からもその修正案といいますか、それを出したわけでありますが、それをまた修正したというふうに承っております。今日の内容を見ますとそのようになっているわけでございますが、この中に「監視機能」という言葉がございまして。いわゆる監視機能とか、それから政策立案機能というのは、一般的な言葉でございまして。当局の会派代表者会議の説明では、コピーをいただいたわけでございまして、監視機能は法律でございませんとというふうな文言がございまして。これは政策立案機能も法律ではございませぬ。これは例示としまして98条の検閲検査権、監査権とありますが監査権じゃございませぬ。監査請求権でございまして。それと100条と100条の2、いわゆるこれを例示しておりますけれども、いわゆる政策立案の方にも「機能」という言葉がないわけです。これは地方自治法の112条の議案提案権を指しているというふうに思うわけでございまして。そういうことからみますと、議会でもっていわゆる監視、いわゆる議会としましては監視をするというふうなことと、最近では政策立案もしくは提言というふうなことが大きく取り上げられたわけでございまして、議会の方で出したその監視の方の機能というふうなものをカットしまして政策立案の方にその機能を入れたというふうな真意について、ちょっと説明していただきたいというふうに思います。

○議長（千田正英） 幸村企画部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 4番藤原議員にお答え致します。

今回、議会から提案されたときは「監視機能」、それから「政策立案の強化」という言葉がありました。それで、監視機能といった場合、通常、自治法では監視というふうな形の意味合いの言葉が載せられております。監視機能とつくと、取り立てて今すぐこういうものがある、ああいうものがある、監視しなければいけない、そういう98条関係等のものである場合は「監視機能」と強くうたうはずなんです、特別な場合は「監視」で十分でないかというそういう意味合いでございまして。

それから、政策立案の方には、立案の強化ということではなくて立案の機能が強化して初めてその物事が動くような形になりますので、そのためにその「機能」という言葉を

政策立案の方につけたという意味合いでございますので、逆に「政策立案の強化」だけになってしまうとその意味合いが不足するという事で「機能」という言葉を足したというそういうことでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。4番。

○4番（藤原幸作） 今の説明でわかりましたけれども、いわゆる監視機能というのと、それからいわゆる政策立案の機能という言葉は両方あるわけですが、実際は。けれども、法律、この場合の使い方としましては、具体的な、先ほど申し上げました検閲、それから検査権、監査請求権、それから100条と100条の2というふうなのが一般的な監視権なわけですが。しかしながら、今のものは例えば地方自治法の162条の同意権、それから182条の選挙権、そういうふうなものも概括してやはりそういうふうな受け止めるという説が多くなってきておりますので、議会の方では「機能」をつけるというふうなことであったということを受け止めていただきたいというふうなことで、ご答弁は必要ございません。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。17番。

○17番（堀井克見） 若干ダブりますけれども2点ばかり確認したいと思います。

本来、条例を新しく制定をすると、設置というのは、委員会、所管の委員会に付託をし、念入りに協議をし、審査をし、そして本会議に戻して採決というのが従来のパターンでありましたけれども、今回は事前で全協等々の中で協議をしたということで本会議で一発に採決をするという形態を取っておるということ踏まえながら、2点ばかりお尋ねします。

一つは、先ほどもちょっと話題になりましたけれども、最高規範だというふうなものの捉え方。法治国家である以上は日本国憲法があって自治法があって、そして地方自治体においては条例があると。さらに、それに今回この自治基本条例というものが全体を包含する形だと思っておりますけれども新たにまた設置されると。そうした場合、私はもう従来から申し上げておりますけれども、その部分部分において、この条例を施行する、あるいはまた市民がこの条例に基づいて行政に参画するというスタンスをとった、あるいは向き合った場面の中で、どちらがどうなるかわかりませんが、この自治基本条例がいわゆる屋上屋となって、従来の少なくとも潟上市の条例との兼ね合いが非常に難しいこ

とに、現実に遭遇するんじゃないのかなということを私は懸念しておりますが、その点について、向こう半年かけて職員、市民に周知徹底を図るということを今説明いただいたわけでありましてけれども、このやはり現実にですよ、潟上市の憲法とも言われる、新たな自治基本条例がその半年間で職員はもとより市民が周知徹底図られて、そしてすっきりと運用できるものなのか。そして提案側である皆さんが希望している、あるいは目指す、きちっとした成果が得られるものなのかどうか。この辺、非常に私心配しておりますので、最終段階の質疑になりますので、しっかりと具体的にお答えをいただきたい、これが1点であります。

それから、先ほど藤原幸作議員からも質問ありましたが、市長も先ほどあえて触れました。議会の部分は議会の考え方というものを最大限尊重するんだということで、私どもそれぞれの委員会でもってこの議会の部分の協議審査をし、そして皆さんにお返しをしたと。ところが、どういうわけか、またぞろですね、この先ほども話題になりましたけれども監視機能というものがカットになったと。政策立案以外は認められないということで、考えてみればこの辺がね、やはり譲れないところなんですよ。議会が主体性を持つとするならばですよ、言っていながら、結果的にはここをカットするというふうなこと、私は不本意でなりません。私ども確かに専門家でないかもしれないし、大学の先生、学者でもありませんが、少なくともそれなりの議員が英知を結集し、知恵を出して相当頑張って仕上げたものをカットしてくると。私はこのことについて、先ほど今、藤原幸作議員の答弁を聞いていますと非常にわかりにくいですよ、部長待遇の答弁ね。はっきり言って、これ法律的に問題あるのかどうか。問題があってカットされたのかどうか。そして究極の、究極ですよ、判断は、顧問格としてアドバイザーとして大学の、秋田大学の先生がずっとついてきたわけですがけれども、これ大学の先生の考え方なのか、あるいは職員の考え方なのか、あるいはまた提案者である市長の考え方なのか、恐らくここらね、やはりきちっとしないと、議会の主体性を尊重しと言いながら、出してあったものをカットするというのは相当根拠が必要です。先ほどの部長待遇のお答えで私納得できませんので、どなたのどういうふうなプロセスの経緯の判断で結果的にこういうふうな最終案を出してきたのか、そこら辺もう少しかみ砕いてしっかりと説明いただきたいと思います。

以上、この2点お尋ねします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 細かいことについては部長待遇に答えさせますが、第1点目、屋上屋を重ねるということですが、私はそう思いませんが、これはあくまでも読んでいただければわかる、理念をうたっています、理念。これをうたっているんです。それから成果が得られるかといいます、これからの話でありまして、一生懸命頑張ると。

それから、2番目に、これは誰が決めたかということですが、策定検討委員会で立案し、そして100人委員会で検討し、そのものを私が決定したということです。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 市長のね、1点目の屋上屋、これはもうまさにね、私の考え方、この前からそうなんです、市長はこれからのもので、これから成果を上げていくんだと。決して屋上屋にはなり得ないと、そういう基本的な考え方の中で今回自治基本条例の設置のためのプロセスを経てきたと、これはやむを得ないと思います。これはいくら言っても見解の相違があれば、これはもう合致するところがありませんから。

ただ、二つ目は、そして私言っているのは、議会にね、議会の部分は議会に委ねますよと、尊重しますよということでボールが来たんですよ、私どもに。それをやはり私ども議会が最大限のやはり英知を結集して案を出した。それを当局側に返してやったのに、またこの肝心のところにカットが入ったと。この部分において、どういう根拠、背景の中でこういうふうなものがされたのかということを行っているんであって、先ほど市長の答弁とちょっと私がお尋ねしていることとちょっとかみ合っていないと思います。どうですか。

○議長（千田正英） 幸村企画部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 17番の堀井議員にお答え致します。

はじめに「機能」という文言の方からご説明致します。

「監視機能」という言葉がございませぬけれども、4番の藤原議員も言ったように「監視機能」という言葉が自治法には言葉としてはないんですが、内容的にはそういう中身が含まれているという内容であります、自治法の中には。そういう上で、議会からご提案のように仮にこれらを強化するというのでこの条例に規定しようとしても、「機能」をつけてもつけなくても監視機能、現実的には自治法で規定している以上の具体的な強化策はないようにもこう見えるという内容もございませぬ。ですから、「監視機能」をつけるつけない関係なく、自治法上に示しているその90条から100条関係のその内容で監視ができるというものでございませぬ。

それから、半年間でこういう条例がすぐさま施行後、方向性がしっかりなるかという考え、基本方向としては潟上市は新市8年目を迎え、まず心の合併ということで自治活動、各種団体のもとで着実に進められ、成果となってあらわれてきています。施行後の方向としては、自治基本条例というものはこれができたからといって明日から、あるいは半年後から住民の暮らしに目に見えてよくなっていくという性格のものではありません。漢方薬レベル、いわゆる漢方薬のようなものでじわじわ効いてくる、皆さんで守り育てていくというような法律、法律というか条例であります。しっかりした基本条例を持ち、その条例に照らして自己責任を貫き通していくという地域の努力、今後の地域間競争にも生き残り、5年後、10年後にはそれが豊かな実りをもたらすというふうに期待したいということを含めました理念的な条例でございます。ですから、まずできるだけ早く職員も含めていろいろこう勉強もしていくし、心の合併から一つの潟上市になるように努めていきたいということで、この条例を設置するという目的でもございます。

以上です。

○議長（千田正英） 再々、最後。17番。

○17番（堀井克見） 3回目、これで終わりますが、監視機能云々ということではね、待遇から説明ありましたが、地方自治法においてそれが含まれているやの話、今ありましたよね。それはもう二元代表制の中で決まっていることですよ。当局と議会があって、私どもは監視機能をやりますと。しかしながら、少なくとも潟上市の最高規範という形で今設置しようとしているわけでしょう。わかりやすく、少なくとも我々議会、私ども議会側の方で主体的にこの項をやりなさいということであるならば、あえて我々がやはり自ら律する意味でも監視機能というものを主体的にきちんとやるんだということは今うたおうとしたんですよ。それが先ほどの説明の理由、背景では、私はやはり説得力弱いと思いますよ。カットしなきゃならない理由が伝わってきませんよ、カットしなきゃならない理由が。だとすれば私はやはり監視機能というものをきちんとうたって、そして政策立案という二本立てで議会は議会の権能を果たしていくんだということをおの、自治基本条例の中できちっと明文化すべき。これは障害にも何にもなりませんよ。こだわりがあるとすれば別ですけどもね。その判断をアドバイザーである大学教授がやったのか、悪いども担当職員がやったのか、提案者である市長がやったのか、これ、あるいはまた三者一体でもってこうやってきたのか、これはやはりね、この段階できちんとお示しできなければ、私はやはりおかしいんじゃないかなというふうに思います。

3回目ですから、その点どうですか、もう一度。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 議会の方から来たところで、私はこの策定委員会、あるいは100人委員会にもう一度呼びかける必要があるということの結論でした。そして受けた結果は、やはり今提案したものの原案が出てきましたので、私はそれを了として今回提案した次第でございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

【日程第11、議案第41号 潟上市農業集落排水事業における八郎湖の指定湖沼に伴う水質保全基金条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第11、議案第41号、潟上市農業集落排水事業における八郎湖の指定湖沼に伴う水質保全基金条例（案）についてを議題とします。

議案第41号について当局より提案理由の説明を求めます。菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） それでは、議案書の18ページをお願い致します。

議案第41号、潟上市農業集落排水事業における八郎湖の指定湖沼に伴う水質保全基金条例（案）についてであります。

潟上市農業集落排水事業における八郎湖の指定湖沼に伴う水質保全基金条例を次のように制定するものとする。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、農業集落排水事業の推進によって八郎湖の水質保全に資するため、県補助金を水質保全基金に積み立て、八郎湖の水質保全事業や財源として発行

した市債の償還に充てるため、関係条例の制定をするものであります。

秋田県より平成23年度豊川地区処理場高度処理化事業の起債償還分と致しまして、償還時市町村負担分の50%を一括補助金として今年度146万2,000円が交付されます。よって基金を設け、積み立て、償還年次表に見合った額だけ基金より充当していくものでございます。

19ページをお願い致します。

19ページに水質保全基金条例（案）を第1条より第7条まで制定致しております。

第1条に設置につきまして、第4条に基金から生じる収入の繰入金につきまして、第5条に基金を処分できる3つの場合について規定しております。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） このお金が来るわけで、それを基金にして保存する、基金条例をつくるんでしょけれども、いずれこれをどういうふうな形で事業としてもっていくのか、その辺の先々をちょっとご説明いただきたいということと、指定湖沼されたんですから水質をよくして豊川地区の水道処理水を捨てる場合には基準を守らなければならないということになるんでしょけれども、そのことによって八郎湖の水質が全体的に改善されるんでなくて、こちらが規制を受けているということについて県から補助があってそれを基金条例としてということでしょうか。その辺の後先がちょっとわからないので、もう一度ちょっと説明をお願いします。

○議長（千田正英） 菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 9番戸田議員の質問についてお答え致します。

平成23年度におきまして豊川地区の高度処理化ということで1,300万の事業を行っております。そのうち50%が国費、国から2分の1の650万円が補助金ということで来ます。それで残りの分の2分の1がいわゆる交付税措置されます。さらにその2分の1が市町村負担で、残りのさらに2分の1、いわゆる146万2,000円を県の方で補助金を一時金でくると、こういうことでございます。それで、あくまでもその起債の償還、580万の起債でございまして、その償還に充てなさいという規定がございまして、したがって、今回一時金で来たものを一旦基金の方へ積み立てまして、それで償還に見合う分だけ取り崩していくと、こういう県の指導でございまして、



以上でございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会に付託します。

【日程第12、議案第42号 潟上市印鑑条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第12、議案第42号、潟上市印鑑条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第42号について当局より提案理由の説明を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 議案書の20ページをお願い致します。

議案第42号であります。本案は、潟上市印鑑条例等の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市印鑑条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由であります。住民基本台帳法の一部を改正する法律、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令が平成24年7月9日から施行されることに伴い、関係条例の関係部分を改正するものであります。

次の21ページをお願いします。

潟上市印鑑条例等の一部を改正する条例（案）を掲載しておりますが、参考資料で説明したいと思いますので参考資料の2ページをお願い致します。

この改正により外国人登録制度が廃止され、外国人の方も住民基本台帳法の適用対象に加えられることになりました。外国人登録制度が廃止されることにより、関係する条例中の「外国人登録」という文言を削除するものであります。例としまして、2ページ目の登録資格というところではありますが、第2条第1項は、外国人登録法が廃止になるので「外国人登録」という文言が入っている現行の第2号を削除するものであります。それ以下はそれに伴う改正であります。

続いて22ページ、議案書の22ページの下段の方にはありますが、潟上市敬老祝い金条例の一部改正については、第2条中「又は外国人登録している者」を削除するものであります。

次に、潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正についてであります

が、住基カードについては、住民基本台帳法第30条の44第8項の規定に基づいて交付しております。その規定の関係部分が8項から12項に変わったことにより改めるものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第13、議案第43号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第13、議案第43号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第43号について当局より提案理由の説明を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 議案書の24ページをお願い致します。

議案第43号であります。本案は、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由であります。国民健康保険事業の運営状況等を勘案し、国民健康保険税の税率、これは医療分世帯別平等割額であります。これを引き下げるため、条例の関係部分を改正するものであります。

次のページ、25ページをお願いします。

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）であります。

潟上市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「30,000円」を「24,000円」に改め、同条第2号中「15,000円」を「12,000円」に改める。

第25条第1号イの（ア）中「21,000円」を「16,800円」に改め、同号イの（イ）中「10,500円」を「8,400円」に改め、同条第2号イの（ア）中「15,000円」を「12,000円」に改め、同号イの（イ）中「7,500円」を「6,000円」に改め、同条第3号イの（ア）中「6,000円」を「4,800円」に改め、同号イの（イ）中「3,000円」を「2,400

円」に改めるものであります。

附則として、施行期日、この条例は公布の日から施行するものであります。

適用区分であります。改正後の潟上市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。

14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） まず引き下げということで市民にとっては負担が少なくなるということで、私は賛成できるかなというふうに思いますけれども、国民健康保険税については後期支援金部分とか介護部分とか、それからまた均等割とかいろいろある中で、なぜこの平等割のところだけ引き下げるのか、それがまず1点です。

それから、均等割については子供さんが2人、3人と増えていけば、そこを均等割で2万3,000円は本市の場合は加算されますけれども、以前、私も一般質問で取り上げたことがあるんですが、子供さん、税の負担能力、担能力がないわけですので、均等割のところも子供さんが増えた場合にはそこもこう減額というかね、何割かというふうなことを提案しておりましたけれども、これについては当局ではそれは理想だというふうなことでありましたけれども、今回そういうふうなことを考慮したのかということも、考えたのかということもお聞きしたいと思います。

それから、三つ目は、今回こういうふうなことで改定ですね、どれくらいの期間、状態で運営していけるのか、そこら辺の見通しなんかについても伺いたいと思います。

それから、確認なんですけれども、今提案されているところの第7条のところの（イ）のところですね、いろいろ金額が変わってきておりますが、これは法定現額のところの2割、5割、7割のところの減額の提案というふうなことだと思いますけれども、ここについてもちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 14番の藤原典男議員にお答え致します。

まず1点目の、なぜ平等割の部分を下げるのかという質問であります。これは保険税標準課税割合の応能割合、応益割合、これは50対50と地方税法に定められております。

それで今回平等割を引き下げることによって、従来、今現在ですが応能が44、対、応益56の割合であります。これを6,000円下げますと2ポイント差が縮まるということで、より50対50に近づくものであります。そのための平等割の引き下げを、いろいろ検討しましたが、平等割の引き下げをするものというものであります。

それから、二つ目の子供の均等割の減額を提案していたということではありますが、今言いましたように応益は均等割、平等割となっております。これはご承知のとおりと思いますが、国保世帯全般に利益のあるように考慮し、平等割を減額するという決定をしたものであります。参考までに子供が病院等にかかった場合の無料化が小学生まで拡大する予定でありますので、そこら辺も参考に検討してもらいたいと思います。

それから、今後の見通し関係につきましては、現段階の試算では平成25年度において、緊急的な保険給付等が発生しない限り、平成24年度の繰越金を充当することで賄えるものと現在は思っております。ただ、突発的なインフルエンザとかO-157とかいろいろなそういうものが出ますと、その限りではないと。通常の場合は25年度も同じようにいくのではないかなと、そう思っております。

それから、最後の質問ですが、2割、5割、7割、これはそのとおりであります。2割軽減、5割軽減、7割軽減の世帯にかかわるものであります。

以上でございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。再質問。14番。

○14番（藤原典男） 二つ目の均等割、子供のところですがけれども、今後配慮していくというふうなことで、まず今回は考えたけれども今後のことを考えてこういうふうな措置をとったということですね。

それから、今後の見通しについてなんですけれども、平成25年まではこのままでいけるけれども、その後というふうなことは、まだそこまではいろいろ財政的な面もありますけれども、どういうふうに医療費が変わっていくかということもありますが、それ以降についてもお考えになったのかどうか、25年以降も、そこら辺について再度伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） ただいまの再質問であります。25年、要するに26年度以降も検討に入れたかということではありますが、国保に関しては1年を見通し立てるのも大変であります。いろんな要素がありますので、今のところは25年度は大丈夫でないか

なというそういう見通しでありますので、25年度になれば26年度を予想していくという感じになると思いますので、今の現段階では26年度以降はまだ未定ということでありませぬ。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 国保税を引き下げるといふことで、平等割を引き下げるといふことで先般説明を受けたわけですが、全県25市町村の中で潟上市が非常に高いと、高い保険税を払っているんだといふことが、第一の発議的に引き下げしないとイケないんじゃないかといふことなのか、それとも出納閉鎖をした結果、特に大きなこともなくて3億1,000万円ほどの剰余といひますか、繰越財源ができたといふことでこの引き下げをするんだといふことで、おめでたいお話のようではけれども、過去の経緯を見ますと、この国保税の平等割や資産割、所得割、資産割をなくしたんですけれども、合併に伴って平準化するんだといふ、3地区内の平準化をするといふことで、一時ですね、天王地区を大分上げてきたと、所得割が10.2%まで上げて、去年一昨年9%に下げると、ならずときに。そういうふうなやり方をして、そのときも他の市町村に比べると高いと。ところが繰越金は毎年2億から3億出るといふふうなことで、どうもシミュレーション、計算が思うようにならない。先々の、部長も言ったんだけれども、見えないから、それから2カ月経つと、医療費分の支払が高額になった場合には、その財源を担保しなきゃいけないんだといふことなんだと思うんですけれども、どうもややもすると国保税に対する市当局の一貫性がない、私はそう思っているんですよ。ですから、一昨年も6月定例会で3,000万不足するから3,000万円の予算措置をしなきゃいけないといふふうなことをやっているわけですよ。これで6,000円を引き下げた結果、全県の中でどのくらいの位置に占めるのか。県内では潟上市は大分平均年齢は若いと、大潟村、秋田市に次いで若いと言われている中でですね、この医療費並びに国保税が高いわけですから、重々今まで一般会計からの繰り入れも2億7,000万から8,000万あるんですけれども、当初予算の段階でこの辺のところについて感知、予見できなかったのかといふことになると、我々は一般市民からですね、何でこういうふうに下げるんだといふことになりかねない。毎年毎年その先が見えないんだといふのはですね、一つの理由でしょう。これに対する考え方といひますか、その辺をちょっともう少し説明いただきたいと思ひます。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 9番戸田議員にお答えしたいと思います。

まず最初に、高い保険料だからこの下げるのではないかということだと思いますが、それではありません。

まず一つは、繰越財源は確かに計算上ありましたので、これは当局でもぎりぎり残すものは残すということで、要するに1回インフルエンザとかそういうものがあれば何億という金が飛んでいきます。やはりその1回分を残しておかないと、また国保財政がこう成り立っていきませんので、そこの部分を十分考慮したということでもあります。

それと、当局では一貫性がないということを申されましたが、一貫性がないのではないと思います。これは十分検討して積み上げて、こういうふうになって繰越金がこれくらいあるからこれを市民の方の税率を下げましょうというその結論に達してのことです。ありますので、そこら辺、十分宜しく理解してほしいと思います。

それと、毎年先が見えない状況だということではありますが、これはやはり市民の皆さんが医療、病院にかかればかかるほどやはりその負担が高くなるというのは、これはやむを得ないといえやむを得ないことだと思いますが、極力、皆さん高齢化の人が元気でいるようにそこら辺宜しくお願ひしたいと思いますので、先が見えないということに対しては一部そういう考えもありますが、決してそういうことでいろんな計算をしているのではないということをご理解いただきたいと思います。宜しくお願ひします。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第14、議案第44号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について】

○議長（千田正英） 日程第14、議案第44号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

議案第44号について当局より提案理由の説明を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 続きまして議案書の26ページをお願い致します。

議案第44号であります。本案は、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更するものであります。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由であります。住民基本台帳法の一部改正に伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、お願い致します。

秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）についてであります。

秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2、これは第17条関係であります。備考第1項及び第2項中「及び外国人登録原票」を削る。

附則、施行期日であります。この規約は、秋田県知事の許可のあった日から施行するものであります。

経過措置と致しまして、この規約による変更後の秋田県後期高齢者医療広域連合規約の規定は、平成26年以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成25年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例によるものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） これより議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時休憩します。再開は1時20分から再開致します。

午前 11時48分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

なお、17番堀井克見議員より、所用のため午後から欠席届が出ております。

【日程第15、議案第45号 工事請負契約の締結について（潟上市クリーンセンター基幹改良整備工事）】

○議長（千田正英） 日程第15、議案第45号、工事請負契約の締結について（潟上市クリーンセンター基幹改良整備工事）を議題とします。

議案第45号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、議案書の28ページをお願い致します。

議案第45号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、潟上市クリーンセンター基幹改良整備工事でございます。

契約の方法につきましては、事後審査型条件付き一般競争入札によるものでございます。

この入札方式は、入札公告による一般競争入札でございます。

なお、説明の内容につきましては市長の行政報告と重複致しますけれども、宜しくお願い致します。

一般競争入札でありますので、公募によりまして入札参加希望者が入札参加申請書を提出し、入札執行後に予定価格の範囲内で最低価格で入札した者を落札候補者として、本工事の技術要件となりますCO<sub>2</sub>削減率20%以上、焼却能力改善率80%以上の提案とともに入札金額の公示費の内訳及び完成後15年間の維持管理費などを審査し、契約の相手方、落札者を決定するというような方式でございます。

参考資料の12ページをお願い致します。

このたびの入札施行にあたっては、3社より入札参加申込書が提出されております。その後、1社より辞退届が提出されまして、2社による入札となっております。

なお、落札結果につきましては10億1,430万円で、宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号、日立造船株式会社東北支社 支社長 水原勝次を相手方に契約を締結するものでございます。

落札比率につきましては68.06%でございます。



入札執行日は5月25日でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第45号について質疑を行います。

（「質疑、討論省略」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

【日程第16、議案第46号 工事請負契約の締結について（東湖小学校耐震補強・大規模改造工事）】

○議長（千田正英） 日程第16、議案第46号、工事請負契約の締結について（東湖小学校耐震補強・大規模改造工事）を議題とします。

議案第46号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、提出議案の29ページをお願い致します。

議案第46号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、東湖小学校耐震補強・大規模改造工事で、契約方法につきましては、指名競争入札、10社によるものでございます。

参考資料の14ページをお願い致します。

このたびの入札執行にあたりましては10社を指名し、落札結果は2億9,610万円で、契約の相手方は、潟上市天王字北野256番地、むつみ建設株式会社 代表取締役社長

佐々木 徹であります。

落札比率につきましては96.60%でございます。

なお、入札執行日は5月25日でございます。

以上です。

○議長（千田正英） 質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） この工事は昨年の予算を繰り越したわけですけれども、わからないところはですね、この耐震と大規模改造工事とどういう比率で工事がされるか、ちょっとこう説明をいただければありがたいですね。

○議長（千田正英） 鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） ただいまのご質問にお答えします。

工事は耐震補強の部分と大規模補強の部分がありますけれども、まず耐震については耐震診断を行いまして、I S値という指標がありまして、それが国の基準では0.6以上でなければいけないという基準がありますけれども、教育施設に関してはそれをさらに上回って0.7までとしています。なお、その0.6という基準は大体震度6強の地震でもまず耐えられるのではないかなというデータでありますけれども、それをさらに上回って0.7を目指して耐震の部分をやります。具体的には、校舎棟の耐震補強としては北側の校舎棟にブレース補強といたしまして、いわゆる筋交いといいますか…。

○9番（戸田俊樹） 議長、耐震工事費の何%が耐震で、大規模が何%か、工事の中身の詳細はいりません。それを聞くと怒られるんですよ。

○教育部長（鎌田雅樹） 事業費の割合ということ。

○9番（戸田俊樹） そうそうそう。

○教育部長（鎌田雅樹） すみません。ちょっとそこまでデータがないので、事業費の分けた経費ですか。

○9番（戸田俊樹） 2億9,610万円のうち、耐震の方が幾らかで大規模分が。

○議長（千田正英） 耐震とその割合。

○9番（戸田俊樹） 議長、一般的な話として、耐震の方がほんの少力で、ほとんどがリフォームだというふうに聞いているんだけど、工事のこの契約高の中ではどういうふうになっているかと、これだけ聞いているんです。

○教育部長（鎌田雅樹） それは、工事契約の中に一本でなってますので、詳細なデータ、今ちょっと手元にないので、すみません、ちょっと時間をください。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 1時29分 休憩

.....

午後 1時30分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） 耐震補強の部分が4,900万、それから大規模改造の部分が2億4,710万円で、合計で2億9,610万円となっております。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。9番。

○9番（戸田俊樹） 我々はその東湖小学校の耐震を主にやるんだといふふうに最初聞いておって、その後には大規模にリフォームするというので、どうも当初の説明といささか乖離しているような感じもしているわけです。なぜかというところです、当初から耐震、大規模改造事業だと言いながら3億8,743万も予算を組んでおって、その割合がわからないままにしているということで、本当にね、ちょっと残念だなというところがあって聞いているんです。そうすると2億9,610万円で一括請負したと、むつみさんが一括請負したと、これが札が入ってこうなったんだということで、むつみさんだけでこの事業を全てやるということなわけですね。そこ確認しておきたいと思います。

○議長（千田正英） 鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） ご指摘のとおり、そのとおりであります。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

【日程第17、議案第47号 備品購入契約の締結について（教育用コンピュータ等購入）】

○議長（千田正英） 日程第17、議案第47号、備品購入契約の締結について（教育用コンピュータ等購入）を議題とします。

議案第47号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 提出議案の30ページをお願い致します。

議案第47号、備品購入契約の締結について。

次のとおり備品購入契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、教育用コンピュータ等購入でございまして、契約の方法は、指名競争入札によるものでございます。

参考資料の16ページをお願い致します。

このたびの入札執行にあたりましては7社を指名し、1社より辞退届が提出され、落札の結果につきましては、2,517万9,000円で、契約の相手方につきましては、秋田市手形新栄町2番58、エイデイケイ富士システム株式会社 代表取締役 近藤和生であります。

落札比率につきましては97.30%でございます。

落札の日につきましては、入札執行日につきましては、5月25日でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） この間、何年間かかって小学校、中学校のコンピュータ、パソコンですね、プリンターを含めていろいろやってきたと思うんですけども、これでもうあと小学校、中学校のパソコン関係はもう購入終わりですか。そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） ただいまのご質問にお答え致します。

平成22年度から始めまして今年で3年目になります。今年で小学校がまず全部終わるということで、来年度、3中学校を計画しております。これで全て終わることになります。

す。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

【日程第18、議案第48号 平成24年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第18、議案第48号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）についてを議題とします。

議案第48号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

提出議案の31ページをお開きいただきたいと思います。

議案第48号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市一般会計補正予算（第3号）の1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第48号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,842万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億242万9,000円とするものでございます。

歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

9ページをお願い致します。

14款2項県補助金につきましては1億4,620万6,000円の追加でございまして、主なものにつきましては、2目民生費県補助金のうち1節社会福祉費補助金で福祉医療費の制度改正に伴う各種補助金で1,145万1,000円と、3目衛生費県補助金で再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金事業費補助金1億1,774万5,000円でございます。

18款1項繰越金につきましては1億1,749万6,000円で、前年度繰越金でございます。

19款5項雑入につきましては1億491万9,000円の追加で、主なものはスポーツ振興くじ助成金1億円でございます。

続きまして10ページをお願い致します。

20款1項市債につきましては、6目教育債の教育体育施設整備事業債でございまして7,710万円の追加でございます。

続きまして歳出について申し上げます。

はじめに、今回の補正予算では人事異動等による人件費を全体にわたって計上することを申し添えます。

16ページをお願い致します。

3款1項3目福祉医療給付費は2,135万円の追加で、主なものは福祉医療給付費2,035万5,000円でございます。これは制度改正によりまして、これまで福祉医療の対象となる児童が小学校の就学前までとなっていたものが小学校就学児までに拡大されたことによるものでございます。

18ページをお願い致します。

4款1項9目再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金事業費につきましては、補正予算額1億6,188万7,000円の追加でございます。

本事業の内容についてでございますが、一つ目には、避難所街路設置工事費が3,245万8,000円で、小中学校や、あるいは防災センター、天王総合体育館等、避難所となる施設11カ所に街灯32基を設置するものでございます。

二つ目には、元木山公園の津波避難場所照明設置工事費でございまして4,194万円でございます。今回の事業で太陽光パネル付き街灯を20基新設し、また、既設の街灯24基の更新と合わせて44基を整備するものでございます。

三つ目には、太陽光発電システム等設置工事費及び実施設計委託料を合わせまして8,748万9,000円を予算に組み入れるものでございます。内容につきましては、羽城小学校と大豊小学校、飯田川小学校に、停電時でも電力を供給できるような太陽光発電シス

テムを設置するものでございます。

財源につきましては、歳入で申し上げましたとおり再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金事業費の補助金でございます。

19ページをお願い致します。

6款1項3目農業振興費につきましては1,291万2,000円の追加で、主なものは潟上農業生産力向上事業費補助金401万8,000円で、青年の就農給付金750万円でございます。また、4月3日・4日の暴風被害にかかわる暴風被害復旧支援資金利子補給費補助金につきましては、農業分を6款1項3目農業振興費に11万2,000円、漁業分につきましては20ページの6款3項1目水産業振興費に9万4,000円を計上致しております。

21ページをお願い致します。

9款1項2目災害対策費につきましては116万1,000円の追加で、秋田大学との連携事業によります地域防災・減災に関する研究委託料でございます。

25ページをお願い致します。

10款7項3目体育施設費につきましては2億371万2,000円の追加でございます。主なものは、長沼球場改修工事費1億9,345万円でございます。現在のスコアボードをLED電光掲示板に改修するほか、老朽化した外野フェンスの更新等とあわせて競技者の安全を確保するために外野に緩衝フェンス、通称ラバーフェンスを設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は各所管常任委員会に分割付託します。

**【日程第19、議案第49号 平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】**

○議長（千田正英） 日程第19、議案第49号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案第49号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、議案書の32ページをお願い致します。

議案第49号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）

について。

別冊のとおり。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第49号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,018万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、電算システム改修と人件費でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第20、議案第50号 平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第20、議案第50号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案第50号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 提出議案書の33ページをお願い致します。

議案第50号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第50号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ948万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,014万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、成年後見制度利用支援事業の改修に伴う経費と人事異動



に伴う人件費でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第21、議案第51号 平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第21、議案第51号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案第51号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、提出議案書の34ページをお願い致します。

議案第51号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをご覧いただきたいと思えます。

議案第51号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,425万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、先ほど条例の方にもありましたけれども、八郎湖の指定湖沼に伴う水質保全基金への積立金でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会に付託します。

【日程第22、議案第52号 平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第22、議案第52号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案第52号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 提出議案書の35ページをお願い致します。

議案第52号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをご覧くださいと思います。

議案第52号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,939万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、人事異動に伴う人件費と修繕料でございます。

以上です。

○議長（千田正英） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会に付託します。

【日程第23、議案第53号 平成24年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第23、議案第53号、平成24年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案第53号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 議案書の36ページをお願い致します。

議案第53号、平成24年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年6月12日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成24年度潟上市水道事業会計補正予算（案）（第1号）の1ページをご覧くださいと思います。

議案第53号、平成24年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）の補正額は、5,462万3,000円の追加でございます。

補正の主な内容につきましては、収益的支出の豊川河川改修に伴う送配水管布設替受託工事2,936万円、資本的支出のJR横断水道本管推進工事負担金2,826万6,000円、資本的収入の秋田市金足地区配水施設売却代金1億9,330万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 収入で1億9,330万5,000円が、これが秋田市の方から入るわけですが、けれども、この事業費に充てるということのようではけれども、その他の選択肢がなかったかどうか、そのことについての見解をお願いします。

○議長（千田正英） 菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 9番戸田議員のご質問にお答え致します。

今のところ、とりたててこの1億9,300万をどうこうというのがございませぬので、一応、今回の27億円の整備費の一部にまず充てて、なるべく起債を借りないでという方向で今検討しております。

以上でございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会に付託します。

**【日程第24、同意第1号 潟上市教育委員会委員の任命について】**

○議長（千田正英） 日程第24、同意第1号、潟上市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

同意第1号について提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第1号、潟上市教育委員会委員の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 潟上市天王字二田22番地13

氏 名 加 藤 裕 一

生年月日 昭和31年12月25日

平成24年 6月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由 平成24年 6月27日付けで潟上市教育委員会委員の加藤裕一氏が任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得て任命しなければならない。これが理由であります。

加藤さんの略歴については裏面に挙げておりますが、大変教育委員として熱心であり真面目であります。またなおかつ、法律の改正によりまして教育委員5人のうち1人は子供が学校に通学しているというのが条件となりますので、加藤さんの子供は現在、天王中学校の3年生でありますのでこれに該当するということでございますので、宜しくお願い申し上げます。

○議長（千田正英） これより同意第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第1号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

【日程第25、同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について から 日程第26、同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（千田正英） 日程第25、同意第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第26、同意第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてまで一括議題とします。

提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 潟上市天王字上江川47番地1507

氏 名 吉 田 良 子

生年月日 昭和26年 8 月29日

平成24年 6 月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由 平成24年 9 月30日付けで人権擁護委員の吉田良子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである。これが提案理由であります。

続いて、同意第 3 号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 潟上市天王字追分101番地73

氏 名 佐 藤 由美子

生年月日 昭和27年 9 月 4 日

平成24年 6 月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由 平成24年 9 月30日付けで人権擁護委員の中泉講子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである。これが理由であります。

第 2 号の吉田良子さんについては留任をお願いしたいと。そして、第 3 号の中泉講子さんもお願いしたいところでありましたが、体調不調につき辞退をされましたので、同じく追分地区の佐藤由美子さん、お手元に略歴を示しておりますが、是非お願いしたいということがございます。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） これより同意第 2 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第 2 号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

これより同意第3号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第3号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。議案調査等のため明日6月13日に休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、明日6月13日は休会することに決定しました。

6月14日は午前10時から本会議を開きますので、本日はこれにて散会します。

本日は大変御苦労さまでした。

---

午後 1時56分 散会